

ETCコーポレートカード利用約款(新旧対照表)

改正前(平成30年9月30日まで)	改正後(平成30年10月1日施行)
<p>(解約) 第26条 契約者は、カードを利用する必要がなくなったときは、ETCコーポレートカード解約届(別記様式14)を窓口会社に提出することにより解約を申し出ることができます。 この場合、契約者は、窓口会社の指示に従って、直ちにカードを返却して下さい。</p> <p>第2項～第3項省略</p>	<p>(解約) 第26条 契約者は、カードを利用する必要がなくなったときは、ETCコーポレートカード解約届(別記様式14)を窓口会社に提出することにより解約を申し出ることができます。なお、契約者が事業協同組合である場合において、組合員がカードを利用する必要がなくなったときは、ETCコーポレートカード組合員解約届(別記様式17)を窓口会社に提出することにより組合員の解約を申し出ることができます。 この場合、契約者は、窓口会社の指示に従って、直ちにカードを返却して下さい。</p> <p>第2項～第3項省略</p>
	<p>(違反情報の通知) 第30条の2 三会社は、カード利用者が六会社の管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、別表3に掲げる点数を付された場合は、契約者に対してその点数及び違反の事実を通知することができます。</p>
<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成29年4月1日から施行します。</p> <p>2 平成28年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p> <p>4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、旧約款に基づく措置を適用します。</p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款は、平成30年10月1日から施行します。</p> <p>2 平成29年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款(以下「旧約款」といいます。)は、本約款の施行をもって廃止します。</p> <p>3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p> <p>4 本約款の施行日より前の時点において、カードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。</p>

提出書類様式の一部見直し等

様式名称	内容
別記様式4 ETCコーポレートカード追加発行申込書	後納料金の実績の記載を1箇月に変更します。 (最近3箇月分 ⇒ 最近1箇月分)
別記様式17 ETCコーポレートカード組合員解約届	組合員が解約する場合の届出書を定めるものです。